

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務執行に係る基本姿勢

(中期目標)

(中期計画)

(年度計画)

平成16年度徳山ダム建設事業での不適切な事案を受けて実施した全事業所の総点検を踏まえ、平成17年度の新築、改築及び管理業務の実施に際しては、本社、支社・局においても現場で生じている課題をより詳細に把握し、情報の共有化や連携・相談を推進し、また、課題への検討を適切に行うため、職員研修の実施及び対応事例集の作成を行うこと等により、再発防止に向け万全を期すとともに、機会ある毎に国民に対しきめ細かな情報提供に努め、事業の公正かつ厳格な実施を推進する。

(年度計画における目標設定の考え方)

本社及び支社・局と現場との情報の共有化及び連携を密にするとともに、再発防止に向けての取組に努めることとした。

(平成17年度における取組)

■ 業務執行に係る基本姿勢

本社、支社・局においても現場で生じている課題について情報を共有し、機構一体となって課題に対応し、適正かつ透明性の高い組織・業務運営を行うため、次のとおり取組を行った。

1. 職員の意識の再徹底

- ① 全国所長会議において、機構一体として現場の課題を共有するとともに、法令等に従って毅然とした態度を貫くべき旨徹底した。
- ② 用地担当管理職会議、各管内用地担当者会議、管理職研修等の機会を捉えて、事例を基に議論を深め、職員の意識改革を図った。

2. 適正かつ透明性の高い組織・業務運営の強化

① 倫理懇談会の設置

法令、内部規則、社会規範等に従った適正かつ透明性の高い組織・業務運営について、外部有識者からの助言等を得ることを目的に「倫理懇談会」を設置し、3回の懇談会を開催した。

② 理事による事業所のヒアリングの継続的実施

現場が抱える課題について、本社、支社・局と事業所が一体となって対処するため、平成16年度に続き、理事が現場に出向いてこれらの課題についてのヒアリングを実施し、機構全体で課題等の共有化を図った。

③ 用地交渉の課題については、用地部に相談窓口として担当審議役を新たに設置するとともに、現状を把握し、機構全体で課題の共有化を図るため、各現場の抱える難航案件をリストアップした「難航案件調書」を作成した。この「難航案件調書」にリストアップした案件については、各現場から定期的に経過報告を受け、用地部と各現場が一体となって解決に当たっている。

④ 対応事例集の作成等

これまで機構（公団）が不当な要求に対し、裁判等の法的手段により対応した事例等を記載した「対応事例集」を作成し、社内LANの「全社掲示板」に掲載する等により全職員への周知を図っているとともに、管理職研修、全国管理所長等会議等により趣旨の徹底を図っている。

⑤ 徳山ダム建設事業については、本社・支社・徳山ダム建設所により構成される「定例会」を開催し、徳山ダム建設事業所が抱える課題について機構全体で一体的に取り組んでいる。

⑥ 徳山ダム堤体建設工事の一部及び国道付替工事の契約締結及び履行についての再検証

徳山ダム事業費管理検討会（10月7日）において、「当機構として、監査法人の報告を踏まえて再検証したところ、これら工事の出来高確認や設計書及び仕様書の作成について、工事を施工する共同企業体に配慮して行うような不適切な事案は見受けられなかった。」旨報告した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成17年度には、研修による職員の意識の再徹底、倫理懇談会の設置などにより再発防止のための取組を行った。今後とも継続的に本社、支社・局と現場との情報の共有化や連携・相談を推進し、事業の公正かつ厳格な実施の推進に努める。

(2) 計画的で的確な事業の実施

①②新築事業・改築事業

(中期目標)

- ① 施設の新築事業については、渇水時にも安定的に水を供給する観点から計画的かつ的確な実施に努めること。
- ② 施設の改築事業については、ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から計画的かつ機動的な実施に努めること。
- ④ 継続中の事業については、その事業の進捗状況を踏まえた中期計画を作成すること。
- ⑤ 中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえたうえで、的確に行うこと。

(中期計画)

- ① 別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる9施設の新築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的で的確な事業執行を図る。
- ② ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から、別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる6施設の改築事業については、的確な施設更新を実施するとともに、1施設については、改築を検討する

(年度計画)

① 新築事業

別表1「ダム等事業」に掲げる7施設の新築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、利水者等関係機関で構成する「事業費管理検討会（仮称）」の設置等の取組みを進め、計画的で的確な事業執行を図る。

また、平成15年12月25日に中止の方針が決定された戸倉ダム建設事業については、地元関係者及び関係機関と十分調整の上、既実施工箇所の原形復旧等を実施するとともに、事業実施計画の廃止手続きを行う。

② 改築事業

ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から、別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる7施設の改築事業について、的確な施設更新を実施する。

別表1 「ダム等事業」

1. ダム等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

1) 中期目標期間中に事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
滝沢ダム建設	国土交通大臣	○	○		○		平成19年度の完成に向け、ダム本体建設工事、地すべり対策工事、付替道路工事等の進捗を図るとともに、平成17年度中の試験湛水開始に向けて準備を進める。
徳山ダム建設	国土交通大臣	○	○		○	○	平成19年度の完成に向け、ダム本体建設工事、洪水吐き建設工事、付替道路工事等の進捗を図る。

2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
思川開発	国土交通大臣	○	○		○		事業用地の取得の進捗を図るほか、南摩ダム、導水路の地質調査、水理調査、環境調査等の諸調査等を実施する。
武藏水路改築	国土交通大臣	○			○*		引き続き地質調査等の諸調査を実施するとともに、関係機関との協議を実施する。
川上ダム建設	国土交通大臣	○	○		○		事業用地の取得を行うほか、付替道路工事等を実施する。
丹生ダム建設	国土交通大臣	○	○		○		引き続き水理調査、環境調査等の諸調査を実施する。
大山ダム建設	国土交通大臣	○	○		○		事業用地の取得の進捗を図るほか、付替道路工事等の進捗を図る。
小石原川ダム建設	国土交通大臣	○	○		○*		引き続き地質調査、補償調査、環境調査等の諸調査を実施するとともに、関係機関との協議を実施する。

3) このほか、平成15年12月25日に中止の方針が決定された戸倉ダムについては、地元関係者及び関係機関と十分調整の上、既実施工箇所の原形復旧等を実施するとともに、事業実施計画の廃止手続きを行う。また、浦山ダム及び日吉ダム事業はダム建設調整費の償還を行う。

(2) 計画事業量

- 事業用地取得量 0.4km²
上記計画事業量は中期目標期間の事業用地取得計画事業量（3km²）の13.3%である。
- 付替道路施工延長 4.28km
上記計画事業量は中期目標期間の付替道路工事延長計画事業量（15km）の28.5%である。
- ダム本体打設（盛立）量 271万m³
上記計画事業量は中期目標期間のダム本体打設（盛立）計画事業量（1,125万m³）の24.1%である。

注1) 目的欄中 ○*は都市用水を示す。

注2) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものである。

- ・国からの交付金、補助金の年度予算の変動
- ・水資源開発基本計画等国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他の他律的な事項
- ・自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測し難い事項

注3) 滝沢ダム、徳山ダム、川上ダムでは、発電を受託している。

別表2 「用水路等事業」

2. 用水路等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

1) 中期目標期間中に事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					年度計画期間計画事項
		洪水調節	河川の正常な機能の維持	農業用水	水道用水	工業用水	
愛知用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	牧尾ダム堆砂撤去工事等の進捗を図り、平成18年度に完成させる。

2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					年度計画期間計画事項
		洪水調節	河川の正常な機能の維持	農業用水	水道用水	工業用水	
印旛沼開発施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	機場ポンプ設備改修工事及び取付水路改築工事等の進捗を図る。
群馬用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣			○	○		機場改築工事及び幹線水路改築工事の進捗を図る。
豊川用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	導水路、幹線水路併設水路及び支線水路等改築工事の進捗を図る。
香川用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	調整池本体工事及び閑水路補強工事の進捗を図る。
両替平野用水二期事業	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	利水放流設備改築工事に着手する。

(2) 計画事業量

- 水路工事（改築）延長 22.5km
上記計画事業量は中期目標期間の水路工事延長計画事業量（96km）の23.4%である。
- 施設（ポンプ）改築 8台
上記計画事業量は中期目標期間のポンプ改築計画事業量（87台）の21.6%である。
- 堆砂土砂撤去量 48万m³
上記計画事業量は中期目標期間の堆砂土砂の撤去計画事業量（190万m³）の25.3%である。
- 調整池本体盛立量 なし
中期目標期間の調整池本体の盛立計画事業量（60万m³）である。

注） 上記計画事業量は、下記のような機構の裁量外である事項を除いた工程において設定したものである。

- ・国からの補助金の年度予算の変動
- ・水源開発基本計画等国において決定される計画、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他の他律的な事項
- ・自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測しがたい事項

（年度計画における目標設定の考え方）

■ ダム等事業

機構は、中期計画で定められた事業ごとの進捗計画に基づき、事業用地については、①法手続等の積極的活用も含めた的確な工程管理、②説明責任を果たすため、補償業務規程に則った適切な補償業務の実施及び③生活再建対策の充実・地域振興の推進による円滑な業務執行という3つの基本方針を定め、用地補償業務に取り組む。付替道路、ダム本体の打設、盛立等の工事の実施については、①総合的なコスト縮減、②事業費管理、③工程管理、④自然環境への配慮及び⑤説明責任を念頭に事業の進捗を図ることとした。

また、別表1に掲げる8施設の新築事業に関する事業用地取得量、付替道路施工延長及びダム本体の打設（盛立）量については、各事業の進捗状況を踏まえ、計画的で的確な事業執行に必要な目標を設定した。

このほか、浦山ダム及び日吉ダムのダム建設調整費の償還を目標とした。

■ 用水路等事業

中期計画に定める用水路等建設6事業（いずれも改築事業）の計画的で的確な事業進捗を図るため、関係機関や利水者及び施工地域住民への事業説明会を開催するなど、地元調整等を円滑に行いながら、水路工事（改築）、施設（ポンプ）改築工事、堆積土砂撤去工事等を実施していくこととした。また、事業の実施に当たっては、工事の着工前及び建設の各段階において、利水者や地域住民に対し、施設の設計内容や工事の工程、用地の取得・借地計画、工事実施状況等について説明を行い、十分な理解を得ながら進めることを基本としながら、総合的なコストの縮減、環境保全への配慮及び適正な事業管理を念頭に事業進捗を図ることとした。

別表2に掲げる各事業に関する水路工事（改築）、施設（ポンプ）改築、堆積土砂撤去及び調整池盛立の施工量については、各事業の進捗状況を踏まえ目標数値を設定した。

■ ダム等事業

（平成17年度における取組）

1. 事業用地の取得及びダム本体の施工等

表-1 本中期計画期間内に完了を予定している事業の進捗状況 （単位：億円）

事業名	総事業費	H17まで	進捗率	H17予算	H18予算	H17までの実施内容等
滝沢ダム	2,320	2,077	90%	110	73	ダム本体関連工事、地すべり対策工事、付替道路工事等の進捗を図った。本体コンクリート打設は、平成16年度に完了した。 (本体コンクリート 180万m ³) 事業は、平成19年度完成予定。
徳山ダム	3,500	3,013	86%	260	249	ダム本体建設工事、洪水吐き建設工事、付替道路工事に進捗を図った。本体盛立は、平成17年度に完了した。 (本体盛立 1,390万m ³) 事業は、平成19年度完成予定。

（1）事業用地の取得

平成17年度は、滝沢ダム建設事業をはじめ、7事業において0.36km²の事業用地を取得した。年度計画では0.4km²の事業用地の取得を計画していたが、徳山ダム建設事業において、地権者との協議に時間を要した上、本年度は例年になく早い時期からの降雪に見舞われたころから、予定していた樹林帯用地の調査が遅れ、計画を若干下回る結果となった。

なお、用地の取得については平成16年度までの取得実績が計画量を上回っていること及び平成18年度もその取得が確実な状況であることから、事業全体の工程には影響を与えていない。

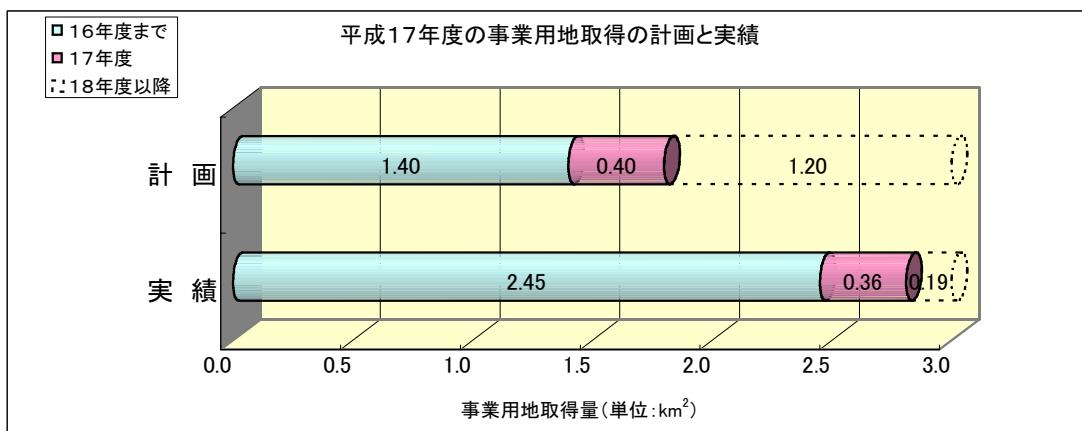


図-1 事業用地取得量の計画と実績

事業別に見ると、試験湛水に着手した滝沢ダム建設事業及び本体の盛立を完了した徳山ダム建設事業では、それぞれ水没地の取得を終え、付替道路等の工事に必要となる用地の取得を進めているほか、徳山ダム建設事業では樹林帯用地の取得も併せて進めている。

また、徳山ダム上流域に残された豊かな自然環境を適切に保全し、次世代へ引き継ぐため、森林等の保全、希少野生動植物の保護、人工林の適正な管理等を目的とした山林公有地化事業の基本協定を10月31日に岐阜県、揖斐川町及び機構との間で締結した。これにより、平成13年3月に岐阜県、藤橋村（当時）、流城市町村連合及び水資源開発公団（当時）との間で、「徳山ダム上流域の公有地化に関する確認書」が締結されて以来の懸案が進捗した。

機構としては、事業に要する費用の算定、複数にわたる関係行政機関との調整及び岐阜県が実施した地元関係者等（対象者1,000人超）への説明について、同県等と協働し、精力的に取り組んできた。

なお、同事業はダム上流域全体を公有地化するという我が国で初の事例であり、これまで実施されている同種の事業としても、公有地化事業対象面積（約2万5千ha）及び公有地化に伴う買収面積（約1万8千ha）において最大規模のものである。

このほか、川上ダム、丹生ダム及び大山ダムの各建設事業では、引き続き、水没地、付替道路等の事業用地の取得を進めてきた。

なお、戸倉ダム建設事業については、機構が実施する治水・利水共同事業としての事業の中止が決定していることから、事業用地の取得を凍結し、事業の廃止に向けた取組を進めた。また、3月に事業実施計画の認可を受けた小石原川ダム建設事業については、事業用地の取得に向けて、平成18年度から損失補償基準の策定に着手することとし、事業実施計画の作成に向けて調整中の武藏水路改築事業については、同計画の認可後、事業用地の取得に着手していく予定である。

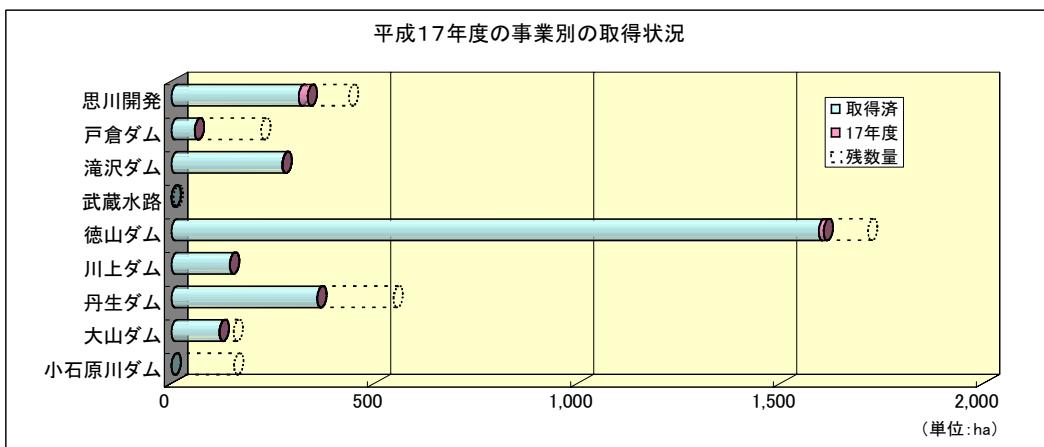


図-2 事業別取得状況

(2) ダム本体の施工

徳山ダム建設事業では平成13年5月にロック材、平成14年10月にはコア材及びフィルター材の盛立を開始した。平成17年度は年度計画事業量と同じ271万m³の本体盛立を行い、11月末に堤体盛立を完了している。

この、堤体盛立においては、下流12kmに位置する既設の横山ダム貯水池の堆砂を、フィルター材、洪水吐き等のコンクリート骨材に利用することにより、横山ダム貯水池のリフレッシュ化に寄与し、併せて徳山ダム建設事業のコスト縮減及び環境への影響の低減を図った。

滝沢ダム建設事業においては、本体コンクリート打設及び管理設備の完成を経て10月1日に試験湛水を開始し、水位を上昇させていたところ、11月2日に左岸貯水池斜面で亀裂が確認されたため、水位上昇を中止し、斜面の安定確保のために水位低下の操作を行った。斜面変位後は、計器による斜面監視を24時間体制で継続する一方で、ボーリング等の調査や対策設計を行い、1月より斜面对策工事に着手している。今後、早期に斜面の安定を確保させるべく工事を完成させ、試験湛水を再開する予定である。

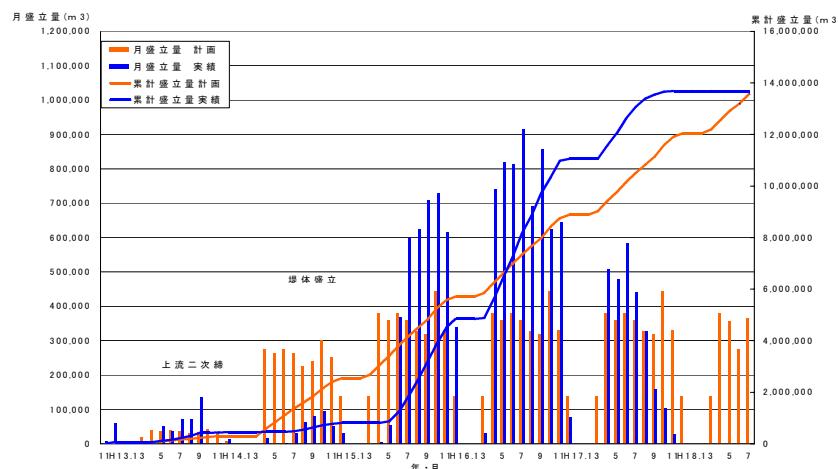


図-3 徳山ダムの盛立状況



写真-1 徳山ダム本体施工状況

(3) 付替道路の施工

滝沢ダム、徳山ダム、川上ダム、丹生ダム及び大山ダムの各建設事業では、付替道路の施工を進めており、年度計画事業量である4.28kmの施工を実施した。

このうち、徳山ダムでは付替道路におけるすべてのトンネルを平成17年度までに貫通させており、平成18年秋までに付替道路全線を開通させるべく施工中である。



写真-2 徳山ダムの貯水池横断橋の施工状況

（4）思川開発事業の推進に関する調印

平成13年12月に損失補償基準を妥結した南摩ダム（思川開発事業）では、平成15年度までに家屋移転契約にほぼ目処が着いたことから、水没地内の山林の取得契約の進捗を図ってきた。3月31日には栃木県及び鹿沼市の立会の下、板荷地区黒川取水対策協議会、東大芦地区大芦川取水対策協議会及び加蘇地区南摩ダム対策協議会と機構との間で「思川開発事業の推進に関する確認書」への調印が行われた。

（5）戸倉ダム建設事業の廃止

平成15年に事業の中止が決定した戸倉ダム建設事業については、地元の群馬県片品村をはじめとする関係機関と協議しながら施設の撤去、原形復旧などの工事を実施し、完了させた。

また、事業の廃止に伴う事業実施計画の廃止に係る法手続の開始に向け、関係機関との協議を重ねた結果、3月14日より機構法に基づく関係利水者への意見聴取及び費用負担同意の取得並びに機構法施行令に基づく利水者との負担金支払方法協議を開始した。

2. 事業費管理検討会の設置・開催等の取組

徳山ダム建設事業における事業費管理検討会は、平成17年度は3回開催され、事業進捗の状況、今後の事業工程、事業費縮減の実施状況、事業執行上の課題への対応などについて説明を行った。これにより、山林公有地化等の課題に対する対応状況について、検討会委員の理解を得ることができ、また、検討会委員からは、平成19年度事業完了の遵守、継続的な事業費縮減努力などを求められた。

滝沢ダム建設事業については、12月に関係都県の担当者による事業費管理検討会（幹事会）を開催し、事業の進捗状況、事業費縮減の実施状況、貯水池斜面変位など課題の説明を行い、継続的な事業費縮減への努力などを求められた。

3. ダム建設調整費の償還

浦山ダム及び日吉ダムの各建設事業に係る平成17年度分のダム建設調整費の償還を行った。

課題 【淀川水系流域委員会と川上ダム建設事業及び丹生ダム建設事業】

淀川水系流域委員会（以下「流域委員会」という。）は、淀川水系における「河川整備計画」について学識経験を有する者から意見を聴取する場として、平成13年2月、国土交通省近畿地方整備局によって設置され、その後、平成17年2月に現在の委員会に引き継がれている。

7月、近畿地方整備局は、これまでの調査検討結果を踏まえ、以下の内容を含む「淀川水系5ダムについての方針」を示した。

- ・丹生ダム：各利水者は全量撤退の見込み。一方、丹生ダムによる高時川・姉川の洪水調節や淀川の異常渴水対策の必要性に変わりなく、緊急性も高く、

丹生ダム建設事業を以下の目的で実施する。

- ①高時川・姉川の洪水調節。
- ②琵琶湖周辺の洪水調節及び下流淀川の洪水調節。（丹生ダムでの渴水対策容量を琵琶湖で確保）

なお、高時川・姉川の瀬切れ対策については、琵琶湖からの逆送水による補給について関係者と調整する。

- ・川上ダム：三重県減量参画、奈良県・西宮市は全量撤退の見込み。一方、川上ダムによる木津川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはなく、当面緊急性を有する狭窄部（岩倉峡）上流における洪水調節効果は大きく、川上ダム建設事業を以下の目的で実施する。

- ①前深瀬川・木津川・淀川の洪水調節。
- ②流水の正常な機能の維持。
- ③三重県（上水）の新規利水。

以上のように、丹生ダム及び川上ダムについては、いずれも実施する方向で関係機関と調整することが示された。

これに対し流域委員会は、「淀川水系5ダムについての方針」などは、流域委員会が示した「提言」及び「事業中のダムについての意見書」の内容を尊重し、多くの部分について反映していると評価する一方で、

- ・丹生ダム及び川上ダムを実施するという方針には賛成できない。
- ・残された調査検討の課題が少なくない。

等の見解・意見を述べている。

一方、上記の流域委員会での審議と並行して、国土交通省の社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において、淀川水系河川整備基本方針の策定についての審議が行われているところである。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成17年度における事業用地の取得については、気象条件等他律的要因も一因ではあるものの、7事業において、計画量 0.4 km^2 に対し、 0.36 km^2 の取得となった。平成18年度以降については、平成17年度の結果を踏まえ、これまで以上に計画的かつ弾力的な業務執行に努め、中期計画に掲げる 3 km^2 の事業用地取得を確実に実施できるように努めていくこととしている。

付替道路の施工については、5事業において年度計画事業量である 4.28 km の施工を行い、中期計画の目標量を1年前倒しで達成した。ダム本体打設（盛立）量については、徳山ダムにおいて 271 万 m^3 を盛り立てるなど、中期計画に掲げた打設量（盛立）量を予定どおり達成した。また、2ダムのダム建設調整費の償還についても計画どおり実施した。

以上により、中期計画に掲げる計画的で的確な事業の実施〔新築事業・改築事業（別表1「ダム等事業」）〕については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

■ 用水路等事業 (平成17年度における取組)

1. 水路改築の実施等

表-1 本中期目標期間内に完了を予定している事業の進捗状況

(単位: 億円)

事業名	総事業費	H17まで	進捗率	H17予算	H18予算	H16迄の実施内容等
愛知二期	3,155	3,046.4	96.5%	32	16	幹線水路120kmのうち120km実施、支線水路512kmのうち512km実施、堆砂除去548万m ³ のうち392m ³ 実施 平成18年度完成予定

(1) 水路工事(改築)

豊川用水二期、群馬用水施設緊急改築及び印旛沼開発施設緊急改築の各事業において年度計画事業量である22.5kmの水路改築工事を実施した。

両筑平野用水二期事業については、平成12年の国による調査（全体実施設計）着手以降、利水者や関係機関との調整を行ってきたが、農業用水の受益者である約7千人にのぼる農家の方々の同意が必要であるため、事業の必要性、費用負担などについて各地区ごとに説明会を繰り返し行った。その結果、最終的に約93%の同意（法定必要数は3分の2）を得られたことや、関係県と連携し地元漁連との調整も進めた結果、1月24日に主務大臣より事業実施計画の認可を受け、利水放流設備の改築工事に着手したところである。

また、本中期目標期間中に完了を予定していた香川用水施設緊急改築事業のうち、共用施設である幹線水路の改築・補強工事（写真-3）が計画どおり平成17年度に完了した。



東部幹線併設水路工事状況
(パイプライン)
写真-1



西部幹線併設水路工事状況
(トンネル・開水路)
豊川用水二期事業



利根川サイホン併設水路施工状況

写真-2 群馬用水施設緊急改築事業



吾妻川サイホン併設水路施工状況



幹線水路開水路（補強施工後）



幹線水路併設水路施工状況

写真-3 香川用水施設緊急改築事業

（2）施設（ポンプ）改築

群馬用水施設緊急改築及び印旛沼開発施設緊急改築の各事業において年度計画事業量である8台のポンプ改築工事を実施した。



相馬揚水機場（群馬用水施設緊急改築）



印旛揚水機場（印旛沼開発施設緊急改築）

写真-4 改築工事が進むポンプ施設

(3) 堆積土砂撤去工事

愛知用水二期事業の牧尾ダム堆砂除去において、円滑な工事実施のための地元調整を行い、計画の48万m³を上回る74万m³の堆砂撤去が実施できた。



写真-5 牧尾ダム貯水池内土砂掘削・撤去

(4) 調整池本体盛立工事

香川用水施設緊急改築事業において、調整池本体盛立試験、残土受入地の造成等を実施した。



調整池本体盛立試験状況



残土受入地の造成状況

写真-6 調整池本体工事

平成17年度における用水路等事業については、水路工事（改築）、施設（ポンプ）改築及び堆積土砂撤去について、年度計画事業量又はそれを上回る実績が確保できた。また、調整池本体工事については、調整池本体盛立試験、残土受入地の造成等を実施し、平成18年度から調整池本体盛立を開始する。

以上により、中期計画に掲げる計画的で的確な事業の実施〔新築事業・改築事業（別表2「用水路等事業」）〕については、本中期目標期間中に着実に達成できると考えている。

(2) 計画的で的確な事業の実施

③附帯業務及び委託発電業務

(中期目標)

①及び②に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。

(中期計画)

上記に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。

(年度計画)

上記に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。

平成17年度は、徳山ダム建設事業、豊川用水二期事業等で道路付替工事、拡幅工事等の業務を、滝沢ダム建設事業等で発電に係る受託業務を実施する予定である。

(年度計画における目標設定の考え方)

附帯業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務については、機構本来の業務に付隨して実施することが適当な業務であり、当該業務を受託するに際しては基本協定等を締結し、本来業務と同様に的確な実施に努めることとした。

(平成17年度における取組)

■ 附帯業務及び委託発電業務

ダム等事業では、付替道路関連等（9件）、発電取水設備工事（2件）及び発電所工事に係る施工管理（1件）を関係県や国等から委託を受け、実施するとともに、滝沢ダム、徳山ダムび川上ダムの各建設事業においては、発電事業者から発電に係る業務の委託を受け、実施した。

用水路等事業では、豊川用水二期事業の水路工事に伴う遊歩道の設置工事を愛知県から、橋梁設置工事を民間法人から委託を受け、実施した。

いずれの委託を受けた業務についてもこれを的確に実施した。

表-1 附帯業務及び委託に基づき実施した業務

業務等の種別	件 数	合 計 額	委 託 元
付替道路関係	8 件	12, 853百万円	国土交通省、岐阜県等
周辺整備関係	1 件	2.1百万円	埼玉県
取水設備関係	2 件	571百万円	埼玉県企業局、電源開発
発電所工事に係る施工管理	1 件	4.4百万円	埼玉県企業局
水路壁嵩上げ工事	1 件	8.0百万円	愛知県
水路工事に伴う橋梁工事	1 件	2.3百万円	民間法人
計	14 件	13, 440.8百万円	

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務については、平成18年度以降も引き続き、基本協定等に基づき的確に業務を実施することとしている。これにより、中期計画に掲げる附帯業務及び委託発電業務については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(2) 計画的かつ的確な事業の実施

④特定事業先行調整費制度の適用

(中期目標)

中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえたうえで、的確に行うこと。

(中期計画)

当該中期目標の期間に完成を予定する徳山ダム建設事業の計画的かつ的確な実施を図るため、独立行政法人水資源機構業務方法書第16条第1項に基づき、当該事業に係る独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「法」という。）第21条第1項の国の交付金の一部に相当する資金を支弁する。

- 1) 平成17年度に支弁する資金の限度額：6,993百万円
- 2) 回収期限：平成20年度

(年度計画)

平成16年度に創設した特定事業先行調整費制度は、経済的な工程で行うことにより一時的に事業費が大幅に増加する事業のうち、一定の条件を満たすものに機構の自己資金を一時的に支弁し、後年度に交付・負担される財源により回収を図る制度である。平成17年度については、今中期目標の期間に完成を予定する徳山ダム建設事業の計画的かつ的確な実施を図るため、当該事業に係る独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「法」という。）第21条第1項の国の交付金の一部に相当する資金として以下のとおり適用する。

- 1) 支弁する資金の限度額：6,993百万円
- 2) 回収期限：平成20年度

(年度計画における目標設定の考え方)

特定事業先行調整費制度の活用により、今中期目標期間中に完了を予定する徳山ダム建設事業の計画的かつ的確な実施を図ることとした。

(平成17年度における取組)

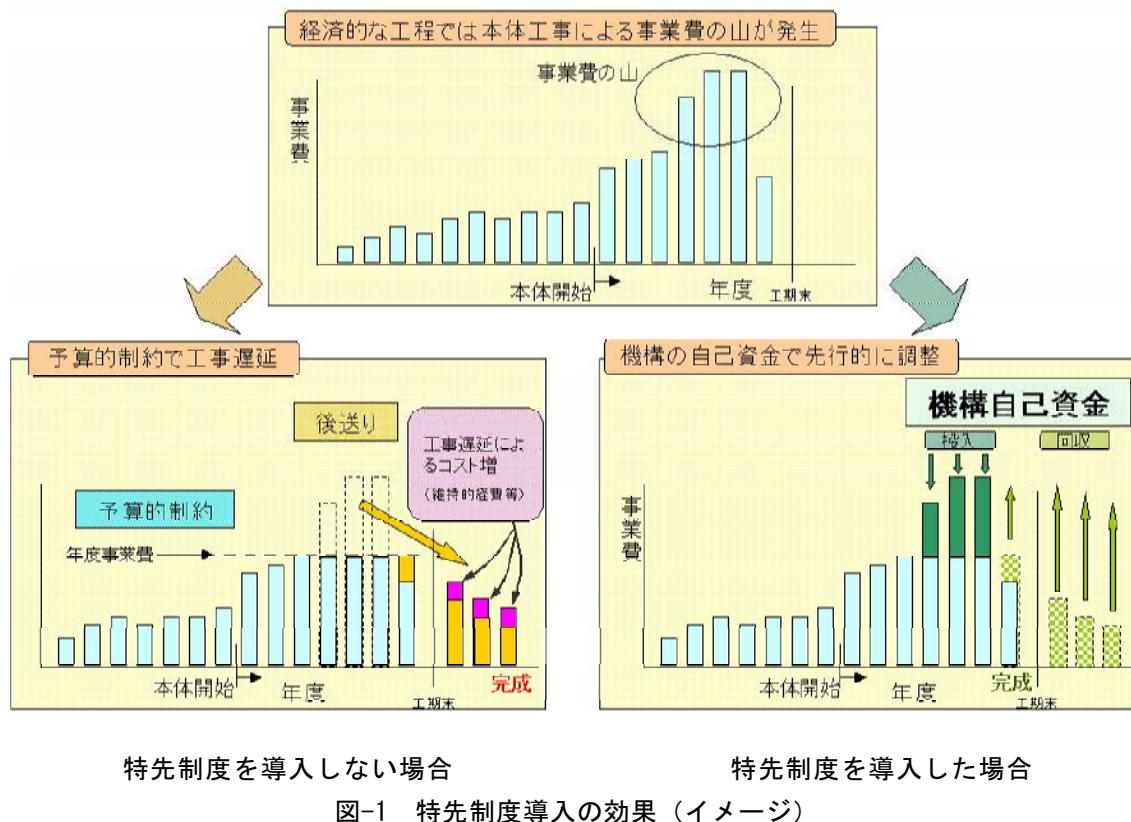
■特定事業先行調整費制度の適用

一般にダム、調整池等の本体工事は、経済的な工程で実施するために一時的に多額な事業費を要する。一方、事業費の財源である国等の財政支出は平準化が求められる上、公共事業予算は年々減少されるなど厳しい状況にある。

このため、特定事業先行調整費制度（以下「特先制度」という。）を、平成19年度の完了を予定している徳山ダム建設事業へ平成17年度に初めて適用し、機構の自己資金約68億円を同事業に係る国の交付金の一部に相当する資金として一時的に支弁することにより、計画的かつ的確な事業の実施を図った。

これにより、同事業の工期が遵守され、更に工期が延長された場合に発生するこ

とが想定されるコストの増嵩を回避することができた。(仮に工期が1年伸びた場合、約50億円のコスト増と試算される。)



今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成18年度以降も特先制度の的確な運用を図ることにより、中期計画に掲げる特先制度の適用については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。